



2019年7月11日

各 位

会社名 T O A 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 竹内 一弘
(コード番号 6809 東証 第一部)
問合せ先 執行役員管理本部長 谷口 方啓
(TEL 078-303-5620)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2019年7月11日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下、「本自己株処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2019年7月26日
(2) 処分する株式の種類 および数	当社普通株式 17,946 株
(3) 処分価額	1株につき 1,264 円
(4) 処分価額の総額	22,683,744 円
(5) 処分先およびその人 数並びに処分株式の 数	代表取締役および業務執行取締役 4名 17,946 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価 証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2019年5月8日開催の当社の取締役会において、当社の代表取締役および業務執行取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対して、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るとともに、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、2019年6月20日開催の当社第71回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のための報酬として、対象取締役に対して、年額1億円以内の金銭報酬債権を支給すること、割り当てる譲渡制限付株式の総数は年120,000株以内とすること、および譲渡制限付株式の譲渡制限期間として20年間と定めることにつき、ご承認をいただいております。

本日、当社の取締役会決議により、割当予定先である対象取締役に対し、金銭報酬債権 22,683,744 円を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、譲渡制限付株式として当社普通株式 17,946 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各対象取締役に対する金銭報酬債権の額は、本制度

の目的および各対象取締役の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各対象取締役が、当社との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

(1) 謾渡制限期間 2019年7月26日～2039年7月25日

上記に定める譚渡制限期間（以下、「譚渡制限期間」という。）において、対象取締役は、当該対象取締役に割り当てられた譚渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者への譚渡、担保権の設定その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譚渡制限」という。）。

(2) 謕渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が譚渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譚渡制限期間が満了した時点をもって譚渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、下記(3)に定める任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譚渡制限期間が満了する前に取締役の地位を退任した場合には、2019年7月から対象取締役が当社の取締役を退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譚渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、対象取締役が譚渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譚渡制限期間が満了した時点において上記(2)記載の譚渡制限の解除事由の定めに基づき譚渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社は、これを当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譚渡制限期間中の譚渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譚渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譚渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譚渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い対象取締役が当社の取締役の地位から退任することとなる場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において対象取締役が保有する本割当株式の数に、譚渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の

株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を無償で取得するものとする。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2019年7月10日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である1,264円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上